

## 木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「緑の分権改革」被災地復興モデル事業により実施される木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務(以下「実証調査業務」という)を委託するにあたり、本町における豊富な自然資源を有効に活用して産業の再生を図るため、実証調査能力に優れた者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という)により選定することを目的とし、そのために必要な手続きを定めるものとする。

### (委託業務の内容)

第2条 委託する業務は、以下のとおりとする。

(1) 森林資源の循環利用に向けた連携の構築と課題の整理

森林組合を中心に、森林所有者、地元事業者(製材所、加工所、流通業者等)による地元産材のカスケード利用に向けた連携体制づくりを進め、連携上の課題を整理する。

(2) 廃材を利用したペレット製造・熱源利用

ア 高性能林業機械を利用して、山間に放置されている間伐材や林地残材を搬出し、これを利用してペレットを製造し、その作業における効率性および経済性を検証する。

イ 園芸ハウスにペレットボイラーを設置し、その効果や利便性並びに他の燃料との経済性を比較検証する。

ウ 公共施設等にペレットストーブを設置し、その効果や利便性を検証するとともに、利用者の意見を聴取し、かかる事業の将来性を検証する。

(3) 事業の実施にあたり組織する関係機関等による連絡協議会(以下「協議会」という)の運営補助

### (公募の告示)

第3条 町長は、実証調査業務の委託に関して、公募型プロポーザル方式による選定を行う旨告示するものとする。

### (説明会の開催)

第4条 町長は、参加申込に先立ち、日時を指定してプロポーザル説明会を行うものとする。

### (参加資格要件)

第5条 プロポーザルへの参加を申し込む者(以下「参加申込者」という)は、以下に掲げる要件をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (3) 法人格を有し、南三陸町内に本店又は事業所等（本業務を実施するために設置する場合を含む。）を有する者であること。
- (4) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (5) 本業務について町の指示に迅速かつ柔軟に対応できる者であること。
- (6) 実証調査に必要な設備等及びその運搬や設置、撤去等の手配が可能な者であること。
- (7) 実証調査の事業化段階においても、参画意向のある者であること。
- (8) プロポーザル説明会に出席した者であること。

（参加申込）

第6条 参加申込者は、木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務公募型プロポーザル参加申込書（以下「参加申込書」という）（様式第1号）及び資格審査に係る資料（様式第2号）を所定の期限までに町長に提出しなければならない。

2 参加申込書の提出は、持参または郵送によるものとする。

（参加資格の審査）

第7条 町長は、参加申込書等の内容を確認し、参加資格の適否について審査を行うものとする。

（参加の辞退）

第8条 参加申込者が、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務公募型プロポーザル参加辞退届（様式第3号）を提出しなければならない。

（参加資格の審査結果通知）

第9条 町長は、参加申込者に対して、参加資格の適否の審査結果を第4条第1項による申込の日から5日以内にプロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第4号）をもって通知するものとする。この場合において、参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付するものとする。

2 前項の規定により参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面によりその説明を求めることができる。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

（実施要領等の交付）

第10条 町長は、審査により参加が認められた者に対し、木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務委託公募型プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という）及び木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領（以下「作成要領」という）を交付するものとする。

（企画提案書の提出）

第11条 参加申込者は、以下に掲げる書類を正本1部、副本10部を作成して提出しなければならない。

- (1) 企画提案書(様式は任意とするが、別紙1の木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務内容(以下「概要書」という。)の記載内容に沿って記載のこと。)
- (2) 企画提案概要(様式は任意とする。)
- (3) 業務の実施体制(様式は任意とするが、業務の管理責任者及び主たる担当者については所属、氏名、類似業務に係る主な実績、取得資格を記載すること。他の担当者については所属別の配置人数を記載すること。管理責任者、主たる担当者、その他担当者及び他の協力機関との関係を表す体制図を記載すること。)
- (4) 業務の実施計画書(様式は任意とするが、提案内容に基づく業務実施スケジュールを記載すること。)
- (5) 経費見積書(様式は任意とするが、概要書の内容に沿って記載すること。)

#### (質問の受付)

- 第12条 参加申込者は、企画提案書に係る質問を質問票(様式第5号)により行うことができる。ただし、企画提案書に係る質問票は所定の期限までに提出しなければならない。
- 2 質問票の提出方法は、持参または電子メールとし、口頭による質問は受けつけない。
  - 3 質問の回答は、南三陸町復興企画課前に掲示するものとする。

#### (審査)

- 第13条 受託候補者の選定は、木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行うものとする。
- 2 選定委員会は、別に定める木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務公募型プロポーザル方式審査要領等に基づき評価し、その評価結果を町長に報告するものとする。
  - 3 町長は、選定委員会の報告を受け、最も優れた企画提案を行った参加申込者を受託候補者として選定するものとする。

#### (参加申込者への審査結果通知)

- 第14条 審査結果については、受託候補者及びその他の参加申込者に対し、候補者の名称と総合評価、その他の参加申込者の順位と評価結果を文書にて通知する。
- 2 前項の規定により受託候補者に選定されなかった旨の通知を受けた者は、町長に対し、書面によりその説明を求めることができる。
  - 3 町長は、前項の規定による請求があったときは、理由の説明を求めた者に対し、同項の書面を受理した日から7日以内に回答するものとする。

#### (業務委託契約)

- 第15条 町長は、受託事業者と業務委託契約を締結するものとする。
- 2 業務受託の条件等は、受託事業者と協議の上、町長が別に定めるものとする。
  - 3 受託事業者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。ただし、町長が必要と認める場合には、経費の負担に関し受託

事業者と協議するものとする。

(委託契約期間)

第16条 業務委託契約の契約期間は、契約日の翌日から平成25年2月28日までとする。

(プロポーザルのかし)

第17条 プロポーザルにおける参加申込者の手続き及び提出書類について、その内容にかしがあると判明した場合は、選定委員会で審査を行い、その対応を決定するものとする。

- 2 選定委員会は、必要に応じて参加申込者に対し、前項のかしについてヒアリングを行うことができる。
- 3 町長は、第1項に定めるかしが重大または悪質であり、プロポーザルの公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。

(参加資格等の取消)

第18条 町長は、次に定める事由が生じた場合、参加申込者及び受託候補者と決定した者に対し、プロポーザルへの参加資格及び受託候補者の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 企画提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 業務委託開始前に指名停止となった場合

(次順位者との交渉)

第19条 町長は、受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行うことができる。

附 則

この要領は、平成24年5月8日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務公募型プロポーザル参加申込書

年 月 日

南 三 陸 町 長 殿

所 在 地

団体等名称

代表者氏名

印

木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務公募型プロポーザル方式による選定に、参加申  
込します。

( 連絡先 ) 部署名等

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

資格審査に係る資料

1 申請者	所在地					
	ふりがな 名称					
	代表者 役職・氏名					
	担当者	所属				
		職・氏名				
電話						
メールアドレス						
2 団体等の概要	設立年月	年	月	資本金	従業員数	
	沿革					
	南三陸町内の事業所(名称・所在地)					
3 過去の受託実績等	過去5年間に於いて、本業務と関連する業務の受託実績や木質バイオマス関連事業、その他の関連事業の実施等の実績を記載。					
4 本業務を受託した場合の業務執行体制						
5 実証調査に必要な設備等の手配方法						
6 申出事項	<p>プロポーザルに参加するにあたり、次のとおり申し出ます。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しません。</p> <p>(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていません。</p> <p>(3) 本実証調査の事業化段階において、参画意向があります。</p>					

[添付資料]

過去の受託実績等を確認できる資料(契約書の写し、成果品の表紙の写し等)

様式第3号(第8条関係)

木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務公募型プロポーザル参加辞退届

年 月 日

南三陸町長

殿

所在地

団体等名称

代表者氏名

印

年 月 日付けで申込書を提出した木質バイオマスエネルギーに係る実証調査  
業務公募型プロポーザル方式による選定については、参加を辞退します。

様式第4号(第9条関係)

プロポーザル方式参加資格確認通知書

年 月 日

申請者住所

商号又は名称

代表者氏名

南三陸町長 佐藤 仁

先に申し込みのありました下記業務に係る参加資格の確認結果については、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

業務名	木質バイオマスエネルギーに係る実証調査業務
参加資格の適否及びその理由	適・否
	参加資格がないと認めた理由

(注) 参加資格がないと認められたものは、その詳細理由について平成 年 月 日までに、書面により復興企画課に説明を求めることができます。



様式第5号(第12条関係)

# 質 問 書

年 月 日

南三陸町長 様

申請者住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

業 務 名		
	質 問 事 項	回 答